農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項に基づき農用地利用集積等促進計画を行うにあたり、利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、農用地利用集積等促進計画による農地中間管理機構（公益財団法人高知県農業公社）からの賃借権の設定等に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに公益財団法人高知県農業公社理事長に対して、意見書を提出することができる。

令和8年10月28日

農地中間管理機構
公益財団法人高知県農業公社

1　農用地利用集積等促進計画の概要

申請年度・番号		賃借権の設定をする農用地	地番	設定期間
8年	第17号	土佐市太郎丸字堰ノ外	549-2	3年
		土佐市太郎丸字堰ノ外	556-1	3年
		土佐市太郎丸字堰ノ外	557-1	3年
		土佐市太郎丸字堰ノ外	557-3	3年
		土佐市太郎丸字堰ノ外	565-2	3年
		土佐市太郎丸字堰ノ外	566	3年
		土佐市太郎丸字堰ノ外	567-1	3年

2　縦覧期間・方法
　令和8年10月28日（水）から令和8年11月4日（水）まで
　機構ホームページに掲載

3　意見聴取の期間・提出方法
　縦覧の期間中
　郵送（書留郵便、配達記録便に準じるもの）又は持参とし縦覧期間満了日までに必着

4　意見書の提出先
　780-0850　高知市丸ノ内1丁目7-52
　公益財団法人高知県農業公社

5　意見聴取の対象となる利害関係人
　農地中間管理事業に係る借受希望の方等で、1の農用地等の貸借について意見のある方